

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和4年1月 日
狛 江 市

新型コロナウイルス感染症に関する市の公表の考え方（案）

東京都においては、都内での新型コロナウイルス感染症関連の患者数が急増していることを受けて、都民に対してより一層の注意喚起を図る観点から、区市町村別患者数を公表しています。

狛江市では、東京都が公表する市内患者数を市民の皆さんにお伝えするとともに、市職員等や市が管理する施設等で感染者が発生した場合については、次のとおり公表いたします。

1 目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安心で安全な生活を維持することを目的とする。

2 公表の対象

市職員等が感染した場合又は市施設等で感染が発生した場合で、施設の休館や窓口の閉鎖など市民サービスに影響を伴う場合

※市施設等とは、市立施設のほか、市からの委託や指定管理により運営を行う施設とする。

3 公表内容

次のうち、個人情報及び人権に配慮し、必要な情報を公表する。

- (1) 施設の種類
- (2) 感染者の年代、性別など
- (3) 感染者の症状、経過など
- (4) 感染者の渡航歴及び行動歴など
- (5) 公衆衛生上の対策（休業期間など）

4 留意事項

- (1) 感染者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、関係者の同意を得た上で公表することとする。
- (2) 濃厚接触の状況や、感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討し判断する。

5 公表の方法

市公式ホームページ

※必要に応じてプレスリリース、記者会見

6 その他

(1) 公衆衛生上の必要がある場合、市は保健所と協議の上、感染者、事業者の同意が得られなくても感染に関する情報を公表することがある。

(2) この考え方は、今後の感染者発生の変向などを踏まえ、適宜見直しを行う。

新型コロナウイルス感染症への対応について

部・課（局・室・館・次）長 各位

総務部長
石橋 啓一

まん延防止等重点措置適用後の職場における対応について（案）

狛江市がまん延防止等重点措置の対象区域となった場合における各職場の対応の変更について、下記のとおり定めますので、各所属長におかれましては、所属職員への周知並びに取扱いについて十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

	現在（緊急事態宣言解除）	まん延防止等重点措置適用後
出勤抑制	令和4年1月12日付け職員課長発部及び課（次・室・局・館）長あて「職員の在宅勤務の取扱い及び職員の行動制限について」及び同通知において根拠とする狛江市職員の在宅勤務の実施に関する要綱並びに同月14日付け職員課長発部及び課（局・室・館・次）長あて「オミクロン株の急速拡大に伴う感染拡大防止対策のための在宅勤務の実施について」に基づき在宅勤務、分散勤務を取り扱うとともに、時差勤務については、狛江市職員の時差出勤制度実施要綱第5条第1項第4号（夜間会議等）により取り扱う。	左記の措置に、 <u>年次有給休暇を利用した出勤抑制を追加するとともに、狛江市職員の時差出勤制度実施要綱第5条第1項第4号の適用範囲として、通勤に利用する交通機関の混雑を回避ための時差通勤を加える。</u> <u>ローテーションにより土日祝日と平日勤務を交換し、平日の登庁者数を抑制する。</u>
絶対退庁時間の厳守	必要な場合を除き、20時30分を絶対退庁時間とする。	左記の <u>絶対退庁時間を20時とする。</u>
会食	都の「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗で同一グループ4名以下90分以内等の基準を順守すること。歓送迎会については自粛する。	都の「 <u>感染防止徹底点検済証</u> 」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗のみを利用し、 <u>家族以外との会食は自粛する。</u>
感染防止対策	マスク着用、石鹸での手洗い、手指消毒、共有物の消毒、換気のほか、マスクを外しての会話を禁止する。	左記の措置に、 <u>職場内の会話を最小限にすることを追加する。</u>

	現在（緊急事態宣言解除）	まん延防止等重点措置適用後
体調管理	（１）毎日の検温 （２）発熱、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状があるとき（ワクチン接種後の副反応時も含む）は、所属長へ報告し、所属長から職員課長又は職員課労働安全衛生担当へ連絡する。	変更なし
外出	混雑している場所や時間を避けて少人数で行動し、都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底する。	混雑している場所や時間を避けて少人数で行動し、 <u>都県境を越える不要不急の外出・移動は自粛する。</u>
自転車通勤	自転車通勤に関する特例を中止する。緊急事態宣言解除後も自転車通勤をする場合は、通勤届を提出すること。	<u>交通機関利用者の自転車通勤の積極的な活用を行う。</u>

【問い合わせ】

職員課人事研修係

（内線 2571・2572・2575）

新型コロナウイルス感染症への対応について（都市建設部）

現在の措置	まん延防止等重点措置への対応	備考
道路占用基準の緩和措置 （令和4年3月31日まで延長）	再延長等の状況変化に対応できるよう情報収集に努める。	
こまバスの運行	現在の運行状況を継続する。 感染拡大による運休等への対応を想定し、事業者との連絡態勢を確保し適切に対応する。	
粕江駅北口地下駐車場の運営	現在工事中	
工事における現場作業の休止	事業者と相談の上、感染対策を講じた工事施工を検討する。	
職員態勢	二班態勢を設定し、状況の変化に合わせて、在宅勤務と分散勤務を併用して対応する。	